

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月9日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	豊丘村
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp/07todokee/2015-0828-1611-10.html

執行機関名 豊丘村長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	豊丘村福祉医療費給付金条例(平成18年豊丘村条例第7号)に基づく福祉医療費助成に関する事務(ひとり親家庭)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		豊丘村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1(第4条関係)第1の項 豊丘村福祉医療費給付金条例(平成18年豊丘村条例第7号)に基づく福祉医療費助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	豊丘村福祉医療費給付金条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	この条例は、乳幼児・児童等、障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給を受けたときに福祉医療費給付金を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		豊丘村福祉医療費給付金条例(平成18年豊丘村条例第7号) 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則